

四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 「災害時の復旧支援体制の確保」における船舶保有確認書 交付申請要領

第1条（目的）

本要領は、四国地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の一般競争入札における、競争参加資格確認資料にある「災害時の復旧支援体制の確保（以下、「船舶保有」という。）」の確認書交付申請に関する事項を定め、競争参加希望者に船舶保有確認書を交付することにより、競争参加希望者がその都度に提出する、船舶保有状況を証明するための資料作成作業、提出資料枚数の軽減および発注者の審査作業効率化を目的とする。

第2条（船舶保有確認書の適用）

本要領により交付する船舶保有確認書は、四国地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の競争参加資格確認資料にのみ適用できる。

第3条（船舶保有確認書の交付）

船舶保有確認書は、競争参加希望者からの船舶保有確認書の交付申請に基づき、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室長が、「船舶保有」と確認したものについて、その都度交付する。

第4条（船舶保有確認書の交付申請）

- 1 船舶保有確認書の交付申請は、船舶保有確認書交付申請書（様式1）および船舶保有を確認するための資料（以下、「確認資料」という。）により行うものとし、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室に送付するものとする。
- 2 確認資料は、本要領第6条により作成するものとする。
- 3 船舶保有確認書の交付申請は、船舶1隻毎に取りまとめて行うものとする。
- 4 船舶保有確認書の交付申請は、第3条による船舶保有確認書の交付、もしくは第9条第4項による「船舶保有」と認めない旨の通知があるまでの間、交付申請の取り下げを認めない。

第5条（船舶保有確認できる対象）

- 1 四国地方整備局管内に、船籍港または定係港を有する主作業船のうち、保有形態が自社保有、共同保有または傭船契約による保有の船舶に限る。

第6条（確認資料）

船舶保有確認書交付申請書に附す「確認資料」は、下記に示すものとする。なお、確認資料は全て必須である。

[主作業船の船種及び船名についての確認資料]

- ・主作業船の全景及び船名が判読可能な写真（写真は複数枚数でも可とする）

[主作業船の所有者及び保有形態についての確認資料]

- ・主作業船が自社保有の場合は、所有者及び保有形態が確認できる資料として「船舶検査証書」「造船契約書」「納税証明書」「譲渡証明書」「売買契約書」「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」「海上保険証券」のいずれかの写し。
- ・主作業船が共同保有の場合は、所有者が確認できる資料として「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」「共同保有契約書」「共有協定書」「海上保険証券」のいずれかの写し(船名に加え、共有保有者全員の社名が確認できる部分)。なお、「共同保有契約書」及び「共有協定書」において契約(協定)期間が自動更新の場合で、契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が交付申請の日付よりも前のものは、交付申請日において契約(協定)期間が継続されていることの誓約書(様式3)をあわせて添付すること。
- ・主作業船が傭船の場合は、傭船した企業が維持管理費を負担する契約であること、及び契約期間が船舶保有確認書の交付申請日から起算して過去1年以上あることが確認できる「傭船契約書」「賃貸借契約書(裸傭船契約書)」のいずれかの写し。なお、契約期間が自動更新の場合で、契約書に記載されている契約期間末日が交付申請の日付よりも前のものは、交付申請日において契約期間が継続されていることの誓約書(様式3)を添付すること。

[船籍港又は定係港の確認資料]

- ・船籍港又は定係港が確認できる資料は求めないが、『「災害時の復旧支援体制の確保」における申請船舶に係る船籍港又は定係港が四国地方整備局管内であることの誓約書(様式4)』を添付すること。

第7条(確認資料の追加資料)

船舶保有の確認において、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室長より、確認資料の追加を要求する場合がある。

第8条(確認資料および確認資料の追加資料の修正等)

第6条に示す「確認資料」および第7条に示す「確認資料の追加資料」については、申請者からの申し出による、修正・追加・削除は認めない。

第9条(船舶保有の確認)

- 1 船舶保有の確認は、第4条第1項に示す船舶保有確認書交付申請書及び第6条に示す「確認資料」、第7条に示す「確認資料の追加資料」により、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室長が、「船舶保有」と認めたもののみを確認する。
- 2 経常建設共同企業体および事業協同組合としての「船舶保有」は、その経常建設共同企業体および事業協同組合を構成する単体の「船舶保有」としては認めない。また、経常建設共同企業体および事業協同組合を構成する単体の「船舶保有」も経常建設共同企業体および事業協同組合の「船舶保有」としては認めない。
- 3 協業組合としての「船舶保有」は、その協業組合を構成する組合員の「船舶保有」としては認めない。また、協業組合を構成する組合員の「船舶保有」も協業組合の「船舶保有」としては認めない。
- 4 第6条及び第7条に示す「確認資料」「確認資料の追加資料」の内容が、第5条に

示す「船舶保有確認できる対象」に合致しない、もしくは明確に確認が出来ないもの、または本条第2項および第3項に該当するものについては、「船舶保有」と認めない。なお、「船舶保有」と認めないものについては、その旨を通知する。

第10条（船舶保有の有効期限）

船舶保有確認書を交付した日から、2年間を有効期限とする。なお、保有状況についての契約形態の変更等が確認された場合（船舶売却や共同保有の保有率、共同保有・傭船の契約期間満了等）は、変更の事実が確認された日をもって船舶保有確認書は効力を失効する。

第11条（確認資料等の書面の大きさ）

確認資料等、書面の大きさはA4版を原則とする。ただし、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室より指示がされた場合はこの限りではない。

第12条（書類の保管）

第4条第1項に示す船舶保有確認書交付申請書及び第6条に示す「確認資料」、第7条に示す「確認資料の追加資料」、第3条に示す船舶保有確認書については、第10条に示す有効期限までの間、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室及び船舶保有確認書交付申請者の双方で保管するものとする。

第13条（守秘義務）

- 1 船舶保有確認書交付申請者および四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室は、本条第2項から第4項の場合を除き、第12条に示す書類ならびに申請内容と結果に関する事項が、他者に知られることのないように取り扱うものとする。
- 2 四国地方整備局が発注する工事の一般競争入札における技術資料として、船舶保有確認書交付申請者が、入札説明書に示されている提出先に提出する場合。
- 3 四国地方整備局が発注する工事の一般競争入札における技術資料の確認として、四国地方整備局内の技術資料確認担当部署が活用する場合。
- 4 船舶保有確認書交付申請者および四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室の双方が、他者に知らせることを了解した場合。

第14条（適用）

この要領は、令和元年6月3日以降に適用する。（令和元年6月3日より第4条にかかる交付申請を受付開始し、令和元年10月1日以降の公告案件より船舶保有確認書による評価開始）

附則 この要領は、令和3年4月20日から適用する。

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
〔 問い合わせ先
担当者氏名
TEL・メールアドレス・FAX 〕

船舶保有確認書交付申請書

下記に示す船舶が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領（令和3年4月20日）に示される「船舶保有」に該当するものであるかを確認して頂きたく、別添確認資料を附し、確認書交付申請をいたします。

記

主作業船種別 ※「グラブ浚渫船」等、申請する主作業船（注）の種別を記載

船舶名称 ※申請する主作業船の船舶名称を記載

保有形態 ※自社保有・共同保有・傭船契約のいずれかを記載

船籍港・定係港 ※〇〇県〇〇港 等を記載

その他部局への申請等状況

※ 本申請内容を四国地方整備局（港湾空港関係）発注工事の技術資料として、既に提出がされている場合について様式2に記載すること。

※ 前記に該当する提出がされていない場合は、その旨を様式2に明記すること。

注) 申請の対象となる主作業船の種別：

浚渫船（グラブ式、ポンプ式、バックホウ式）、リクレーマ船、バージアンローダー船、空気圧送船、起重機船（旋回式、固定式）、クレーン付台船、杭打船、コンクリートミキサー船、ケーソン製作用台船、深層混合処理船、サンドドレーン船、サンドコンパクション船

(様式3)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

四国地方整備局 港湾空港部
品質確保室長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印

「災害時の復旧支援体制の確保」における共有船又は傭船に係る
契約(協定)期間が継続されていることの誓約書

(主作業船が共有船の場合)

1. □□(主作業船の種別及びその船名を記載)は共有船であり、共同保有契約書(又は共有協定書)写しを添付しておりますが、契約(協定)期間については自動更新であり、契約(協定)期間が交付申請日においても継続していることを誓約致します。

(主作業船が傭船の場合)

1. □□(主作業船の種別及びその船名を記載)は傭船であり、「傭船契約書」(又は賃貸借契約書(裸傭船契約書))写しを添付しておりますが、契約期間については自動更新であり、契約期間が交付申請日においても継続していることを誓約致します。

(様式4)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

四国地方整備局 港湾空港部
品質確保室長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印

「災害時の復旧支援体制の確保」における申請船舶に係る
船籍港又は定係港が四国地方整備局管内であることの誓約書

1. □□（主作業船の種別及びその船名を記載）の船籍港（又は定係港）は、様式1に記載のとおり〇〇県△△港に間違いがないことを誓約致します。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の船舶が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領（令和3年4月20日）に示される「船舶保有」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

記

主作業船種別

船舶名称

保有形態

船籍港・定係港

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

船舶保有の確認に関する通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の船舶は、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領（令和3年4月20日）に示す「船舶保有」と確認できないことを通知する。

記

船舶名称

船舶保有と確認できない理由

- ・ 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領第〇条第〇項に該当しない。
- ・ 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領第〇条第〇項により確認できない。
- ・ その他